

身事并御封頓給被宣下歟、左右府生各一人、於將曹直被仰下之、不及宣下、建久〇後鳥羽除目之時被任之、但件仁不被召加歟、今日事不出仕之間、雖不見及、以奉行職事頭辨資平朝臣說記之、委猶可尋記、政始日、尊號御隨身事被宣下、應德河〇白嘉例也、

〔増鏡七北野の雪〕〇はすの二日〇正元元年太上天皇の尊號ありて、新院〇後深草ときこゆ〇刊本有錯亂、

〔増鏡九草枕〕〇文永十一年正月廿六日、春宮〇後宇多に位ゆづり申させ給〇中略新院〇龜山は世をしるしめ

す事かはらねば、よろづ御心のまゝに、日ごろゆかしくおぼしめされし所々、いつしか御幸まげ

う花やかにてすぐさせ給、いとあらまほしげなり、本院〇後深草はなほいとあやしかりける御身の

すくせを、人の思ふらん事もすさまじうおぼしむすぼゝれて、世を背かんの設けにて、尊號をも

返し奉らせ給へば、兵仗をも止めんとて、御隨身どもめして、祿かづけ、いとまたまはする程、いと

心細しと思ひあへり、

〔増鏡十老の涙〕〇春宮見位に即給ひぬれば、天下本院〇後深草におしうつりぬ、世の中おしわかれ

て、人の心どもかゝるきはにぞあらはれける、

〔皇年代略記〇龜山〕〇文永十一年二月二日、太上天皇尊號〇後深草代略記〇又見神皇正統記、皇胤紹運錄、皇

〔勅仲記〕〇弘安十年十月三十日丁亥、尊號〇後宇多宣下事、明後日〇二先帝〇龜山御衰日之由、在秀朝臣申之、可

爲四日之由治定云々、

〔伏見院御記〕〇弘安十年十一月十五日壬寅、今日舊主〇後宇多奉尊號詔書、文章博士在嗣朝臣草之上、卿

信嗣卿先奏草、信輔朝臣奏之、次奏清書、於朝餉覽之、晝日返賜〇又見一代要記、皇胤 廿八日乙卯、

今日新院〇後宇多尊號御報書、權大納言公守卿御使也、信輔朝臣奏之、置日記御厨子上、

〔増鏡十一今日の日蔭〕〇おりの御門〇後宇多をいまは新院ときこゆれば、太上天皇みたり〇後深草、龜山世

におはします比也、